

案
委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 北海道標茶高等学校農場等管理業務委託
- 2 委託期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 3 業務委託料 金 円〔月額金 円〕
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 4 契約保証金 免除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

（令和 年（ 年） 月 日）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道
北海道教育庁釧路教育局長 泉 野 将 司 印

住 所
受託者 氏 名 印

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙1「農場等管理業務処理要領（以下「要領」という。）」に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(業務担当員等)

第4条 委託者は、委託学校の校長（以下「委託学校長」という。）に、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員及び業務担当員不在の場合の代務者（以下「業務担当員等」という。）を定めさせ、受託者に通知させるものとする。業務担当員等を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、委託者及び委託学校長に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

2 受託者は、委託業務の処理のため、次の各号に定める要件を具備した業務員を配置するものとする。この場合において、業務員2名以上を置く場合は、そのうち1名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

(1) 成人であること。

(2) 心身に著しい欠陥を有せず、委託学校の教育活動に支障がないよう農場等管理を行う能力を有する者であること。

(3) 身元が確実で、素行が正しい者であること。

(4) 責任感を有し、かつ、公共施設の品位を損なうおそれのない者であること。

3 受託者は、前項の規定により配置すべき業務員及び主任者を定めたときは、遅滞なく、委託者

及び委託学校長に通知しなければならない。業務員又は主任者に異動のあった場合も、同様とする。

4 受託者は、業務員には常に清潔かつ機能的な服装をさせるとともに、受託者の発行する身分証明書を持時携行させなければならない。

5 受託者は、業務員に対し、生徒、職員及び来校者に接する場合の言動等について十分に留意するよう、指導監督しなければならない。

6 受託者は、委託業務に従事する業務員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第6条 委託者は、業務処理責任者又は受託者が配置した業務員が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者及び委託学校長に通知しなければならない。

(施設の使用等)

第7条 委託者は、委託学校長に、受託者が委託業務を処理するために要する室を指定させるとともに、別紙2に掲げる備品を受託者に無償で供与させるものとする。

2 受託者は、指定された室及び供与を受けた備品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

4 受託者は、供与を受けた備品が不用となったときは、速やかに、委託学校長に返還しなければならない。

5 委託業務の処理に必要な器具及び消耗品は、受託者の負担とする。

(報告義務)

第8条 受託者は、委託学校長が定める時刻までに前日の農場等管理に関し、委託者の指定する書式により業務担当員等に報告しなければならない。

2 受託者は、次の各号に該当するいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、委託者及び委託学校長又は業務担当員等に報告し、その措置につき委託者及び委託学校長又は業務担当員等と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

3 受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者及び委託学校長又は業務担当員等にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(調査等)

第9条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(業務委託料の支払)

第10条 委託者は、受託者に対して毎月10日までに前月分の業務委託料を支払うものとする。ただし、4月分及び12月分の業務委託料については、翌月15日までに支払うものとする。

2 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

3 業務委託料の支払場所は、北海道釧路総合振興局出納員の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第12条 委託者は、契約期間にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度（以降）の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削減があった場合には、この契約を解除できる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(委託者の任意解除権)

第13条 委託者は、次条から第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、委託者は、当該月における業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 委託業務の処理が著しく不適當であると明らかに認めるとき。

(2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

(3) 正当な理由なしに従事員の変更請求に応じないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第16条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第23条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第23条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第23条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第17条 第14号各号又は第15条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第14条又は第15条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第18条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知

しなければならない。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の催告による解除権）

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第20条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第21条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合（第13条第1項の規定により解除された場合を除く。）において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合と見なされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

4 削除

第23条 受託者は、この契約に関して、第16条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(委託業務の処理に関する損害賠償)

第24条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第25条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(相殺)

第26条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

第27条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

農場等管理業務処理要領

- 1 件名
北海道標茶高等学校農場等管理業務委託
- 2 委託場所
(1) 住 所 川上郡標茶町常盤10丁目 1 番地
(2) 学校名 北海道標茶高等学校
- 3 履行期間
令和 7 年(2025年) 4 月 1 日から令和 8 年(2026年) 3 月31日まで
- 4 農場等概要

名 称	面 積
第 1 牛舎	2 9 9 . 6 7 m ²
新生舎	8 7 0 . 7 4 m ²
肉牛舎	1 6 0 . 0 0 m ²
豚舎	1 3 1 . 2 2 m ²
鶏舎	2 3 0 . 0 0 m ²
馴化温室	2 0 3 . 8 5 m ²
A 温室	1 3 2 . 0 0 m ²
B 温室	9 9 . 9 9 m ²
飼料畑	4 7 6 1 a
野菜畑	3 4 8 a
ビニールハウス（草花、野菜、育苗）	4 棟
カウハッチ	8 棟

- 5 委託目的
学校の温室、ビニールハウス、畜舎等施設管理及び動植物の飼育、栽培に関する管理業務に従事し、農業教育の環境整備の確保及び向上に寄与する。
- 6 業務作業日及び委託業務内容
業務作業日は、一年を通じて行うこととする。
業務内容は、本処理要領の各業務内容及び別添「農場等管理業務処理要領の取扱いについて」のとおりとする。
なお、作業中の業務を中断する場合は、生徒が怪我をしないような対策を講じてから中断しなければならない。また、行事などの都合上、作業時間等を変更する場合は、予め業務担当員等と受託者が協議の上変更できるものとする。
- (1) 平日業務内容
ア 農場関係

業 務 場 所	業 務 内 容	
	夏期間（4 月～10 月）	冬期間（11 月～3 月）
○温室 ○各ビニールハウス ○畑（野菜、花壇畑、苗畑）	・ 灌水 ・ 換気及び温度管理 ・ 施設・設備の設営・保守・安全点検 ・ 環境整備（除草、温室内外、ハウス内外、その周辺） ・ 温室内清掃 ・ 病虫害防除・薬剤散布 ・ 土壌整備（耕起、破碎、整地、畝作り） ・ 用土作り ・ 見回り ・ 収穫 ・ 花壇整備（灌水、除草、環境整備） ・ 野菜栽培（播種、ポット上げ、定植、施肥、薬剤散布） ・ 出荷調整	・ 灌水 ・ 換気及び温度管理 ・ 施設・設備点検 ・ 除草（温室、出入り口及び周辺） ・ 病虫害防除 ・ 土壌整備（心土破碎、退避散布） ・ 病虫害防除・薬剤散布 ・ 用土作り ・ 見回り ・ 環境整備（温室内除草、破損箇所修理） ・ 花き栽培（播種、ポット上げ、鉢上げ、移植、摘花、摘心、施肥、薬剤散布、葉組） ・ 除雪
○農場の環境整備	・ 芝刈り、除草 ・ 倒木、枝払い、枝拾い、落ち葉処理	・ 倒木、枝払い、枝拾い

イ 畜舎関係

業 務 場 所	業 務 内 容	
	通年期間	
○各畜舎（第1牛舎・新牛舎・肉牛舎・豚舎・鶏舎） ○カウハッチ棟	・一般管理（残飼除去、給餌、除糞） ・牛床等清掃（牛のパドック出し、牛床・通路清掃、除糞、水槽清掃、敷わら補充、飼槽清掃） ・哺乳 ・見回り（動物及び畜舎内） ・施設・設備点検 ・除雪（出入り口及び周辺）～冬期間のみ	

（2）祝日・週休日等業務内容

ア 農場関係

業 務 場 所	業 務 内 容	
	夏期間（4月～10月）	冬期間（11月～3月）
○温室 ○各ビニールハウス ○畑（野菜、花壇畑、苗畑）	・灌水 ・換気及び温度管理 ・施設・設備の保守・安全点検 ・温室内清掃 ・見回り	・灌水 ・換気及び温度管理 ・施設・設備点検 ・見回り ・除雪（出入り口及び周辺）

イ 畜舎関係

業 務 場 所	業 務 内 容	
	通年期間	
○各畜舎（第1牛舎・新牛舎・肉牛舎・豚舎・鶏舎） ○カウハッチ棟	・ロボット搾乳機管理 ・一般管理（残飼除去、給餌、除糞） ・牛床等清掃（牛のパドック出し、牛床・通路清掃、除糞、水槽清掃、敷わら補充、飼槽清掃） ・発情、疾病牛の発見 ・哺乳 ・分娩 ・見回り（動物及び畜舎内） ・施設・設備点検 ・除雪（出入り口及び周辺）～冬期間のみ ・生乳出荷立会及び数量の確認	

7 作業用自動車

供与備品一覧（別紙2）にある作業用自動車については、無償で貸与するが、車両の運転業務にあたっては、必ず、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第84条第2項及び3項に規定された運転免許を所有するものを配置すること。

また、受託者は、委託者に対して、当該責任を負う意志及び履行能力を担保するため、自己の費用負担において、必ず、自動車任意保険に加入すること。

8 経費の負担区分

委託者と受託者の経費の負担区分については、別紙3「経費負担区分」のとおりとする。

なお、供与備品を故障又は破損させた場合について、受託者に瑕疵がある場合については、受託者がその経費を負担するが、受託者に瑕疵がない場合については、委託者がその経費を負担するものとする。

また、供与備品の定期点検やオーバーホール等については、委託者がその経費を負担し、日常点検やその消耗品の購入・交換等（燃料・オイル等を含む）については、受託者がその経費を負担するものとする。

9 業務報告

(1) 委託契約書第8条第1項の委託者の指定する書式は、別紙4「農場等管理業務報告書」とする。

(2) 書面による報告では、対応が間に合わないような場合は、業務担当員等に口頭で報告しなければならない。

10 温室等キーの管理

委託業務を実施するため、委託者が受託者に預けた委託者のキーは、受託者が責任を持って管理するものとする。

また、キーは、この契約の目的達成のみに使用し、他の目的に転用、又は第三者に貸与若しくは譲渡してはならない。

11 一般事項

(1) 農業等管理業務の処理に当たっては、原則として上記6(1)の業務は1名、上記6(2)ア及びイの業務は2名とする。ただし、業務に遅れが生じ、農場運営に支障がある場合は、従業員を増員させる等の必要な措置を講ずること。

(1) 受託者は、業務員の資質向上に努め、必要に応じて巡回指導に当たり、環境整備に関する技術力向上、労働安全衛生及び必要な防犯・防火知識等に関する知識付与に努め、さらに適正なサービス管理等を行うこと。

(2) 業務員は、作業を行ううえで生徒の安全確保に十分留意するとともに、作業による騒音により教育活動に支障が出ないように留意すること。

12 全般注意事項

(1) 業務員が作業中に施設設備の破損箇所（破損が予見できる場合を含む）を発見した場合や、動植物の異常を察知した場合は、直ちに業務担当員等に報告すること。

(2) 草刈機等に使用する燃料は、委託者より指定された場所に保管するとともに、給油に当たっては火気厳禁を徹底すること。

(3) 業務員は、業務作業中、使用機械及び器材等を各施設設備等に損傷を与えないように注意すること。

(4) 受託者は、関係法令等を遵守しなければならない。

(5) 機械警備実施業者と業務上必要な情報の共有化を図るなど、業務の円滑な実施に努めなければならない。

(6) この要領に定めのない事項及び定めにより難しい事情が生じた場合は、委託者受託者で協議して定めるものとする。

農場等管理業務処理要領の取扱いについて

○温室等管理業務（夏期間4月～10月）

No. 1

業 務 場 所	業 務 内 容	作 業 手 順	作 業 回 数 ・ 留 意 点 等
温室 各ビニールハウス 畑（野菜、花壇畑、 苗畑）	・ 灌水	・ 温室内の予め指定された鉢やポット苗等に水をやる。 ・ 各ビニールハウス内の草花等に水をやる。 ・ 畑内の予め指定された作物等に水をやる。	・ 毎日午前9時頃を目途に行う。 ・ 灌水は鉢縁から行い、葉上灌水は行わない。
	・ 換気及び温度管理	・ 温室内及びハウス内の温度が25℃を超えた場合、換気扇及び側窓等の開閉を行い、温度を調節する。	・ 次の時間帯に温室、各ビニールハウスを巡回し、換気の状態と温度を点検する。 1 回目午前9時から10時までの間 2 回目13時30分から14時30分までの間
	・ 環境整備 (除草・温室・ハウス内外及びその周辺) ・ 土壌整備	・ 温室内及びハウス内の雑草を除去する。 ・ 室外は草刈り機等により、草丈10cm以内を目安に管理する。 ・ 刈り取った草は、所定の場所に廃棄する。 ・ 予め指定された場所について除草剤を散布する。 ・ 畑（野菜、花壇畑、苗畑）は、予め指定された場所について、草刈り機等により、草丈10cm以内を目安に管理する。 ・ 予め指定された畑を機械等により、耕起、破砕、整地、畝作りをする。	・ 適宜行う。 ・ 除草剤の散布は、除草効果の状況を見ながら適宜行う。 ★作業箇所：平面図A，B，C，Dの範囲で状況を見ながら適宜行う。 ・ 適宜行う。
	・ 温室窓ガラス等清掃	・ 窓ガラスの内外面を洗剤等により汚れを落とし、仕上げは乾布で拭き取る。 ・ 窓枠は、洗剤を使用し雑巾で拭く。 ・ 温室内に発生しているクモの巣について除去する。	・ 管理状況を見ながら適宜行う。 ・ 適宜行う。 ★作業箇所：平面図温室①②③④⑤⑥⑦
	・ 病虫害防除 ・ 薬剤散布	・ 予め指定されたハウス内や畑において、薬剤散布用噴霧器等により、薬剤を散布する。	・ 薬剤の散布は、状況を見ながら適宜行う。 ・ 薬剤の散布時間は、晴天の場合、16時00分頃に行う。曇りの場合、15時00分でも良い。
	・ 温室の点検	・ 業務終了前に施設、設備に異常がないかを確認し、異常を発見したときは、直ちに業務担当員に連絡するとともに、業務日誌に記録する。	・ 点検は、16時15分から16時45分の間で行う。
	校地内の環境整備	・ 芝刈り、除草（畑内及び周辺） ・ 土壌整備、土等運搬	・ 適宜行う。 ★作業箇所：平面図A，B，C，Dの範囲で状況を見ながら適宜行う。
上記農場	・ 見回り	・ 農場等に異常がないかを見回りし、異常を発見したときは、直ちに業務担当員に連絡するとともに、業務日誌に記録する。	・ 15時から16時の間及び除草、ガラス清掃等の業務がないときに巡回する。 ★作業箇所：平面図A，B，C，Dの範囲で状況を見ながら適宜行う。

農場等管理業務処理要領の取扱いについて

○温室等管理業務（冬期間11月～3月）

No. 2

業 務 場 所	業 務 内 容	作 業 手 順	作 業 回 数 ・ 留 意 点 等
温室 各ビニールハウス	・ 灌水	・ 予め指定された鉢やポット苗等に水をやる。 ・ 各ビニールハウス内の草花等に水をやる。	・ 毎日午前9時頃を目途に行う。 ・ 灌水は鉢縁から行き、葉上灌水は行わない。
	・ 換気及び温度管理	・ 温室内及びハウス内の温度を15℃前後に保つよう、ボイラー等の暖房機の温度調節を行う。 ・ 温室内の温度調整を予め指定された温度に保つよう、内張のビニールの開閉を行う。 ・ ポータブル式石油暖房機については、適宜燃料を補充する。	・ 次の時間帯に温室、各ビニールハウスを巡回し換気の状態と温度を点検する。 1回目午前9時から10時までの間 2回目13時30分から14時30分までの間
	・ 除草（温室・ハウス内） ・ 土壌整備	・ 温室内及びハウス内の雑草を除去する。 ・ 除去した草は、所定の場所に廃棄する。 ・ 予め指定された鉢花・箇所等の土壌を整備する。	・ 適宜行う。 ★作業箇所：平面図温室①②③
	・ 除雪（出入り口及び周辺）	・ 出入り口及びその周辺について、除雪車が処理できない部分の除雪を行う。 ・ 除雪車が入らない程度の降雪があった場合や、日中に降雪（15cm以上）があった場合は、出入りに支障がないよう適宜除雪する。	・ 出入り口の除雪は午前10時30分までに行い、そのほかは適宜行う。 ・ 降雪状況の最終確認は16時30分とする。 ★作業箇所：平面図A, B, C, Dの範囲で状況を見ながら適宜行う。
	・ 温室の点検	・ 業務終了前に施設、設備に異常がないかを確認し、異常を発見したときは、直ちに業務担当員に連絡するとともに、業務日誌に記録する。	・ 点検は、16時15分から16時45分の間で行う。

農場等管理業務処理要領の取扱いについて

○牛舎等管理業務（4月～3月）平日

No. 3

業 務 場 所	業 務 内 容	作 業 手 順	作 業 回 数 ・ 留 意 点 等
第 1 牛舎・新牛舎・肉牛舎・豚舎・鶏舎	・飼槽清掃（新牛舎）	・残食を堆肥場へ除去する。	・給餌前に残食処理清掃を行う。
	・水飲み場清掃及び点検(第1牛舎・新牛舎・肉牛舎)	・水槽内のゴミを除去する。	・管理状況を見ながら適宜行う。
	・カウハッチ清掃	・除糞清掃をする。	・状況を見ながら敷わらを入れ替える。
	・第1牛舎清掃	・牛をパドックへ出し、通路及び牛床等の清掃をする。	・状況を見ながら敷わらを入れ替える。 ・作業機ボブキャットで作業を行う。
	・新牛舎牛床清掃	・牛床の清掃及び敷わらの調整	・管理状況を見ながら適宜行う。
	・哺乳	・哺乳給与する。 ・哺乳器具の消毒洗浄する。 ・配合飼料及び水を給与する。 ・状況に応じて治療投薬及び健康管理をする。	・1回の哺乳量は2.2ℓとし、朝夕2回給与する。 ・ミルクの温度は春・夏38°、秋39°、冬40°とすること。 ・哺乳給与前後に行うこと。 ・夕の1回給与する。 ・治療投薬は夕1回行う健康管理状況は適宜確認する。
	・除雪（出入り口及び周辺）	・出入り口及びその周辺について、除雪車が処理できない部分の除雪を行う。 ・除雪車が入らない程度の降雪があった場合や、日中に降雪（15cm以上）があった場合は、出入りに支障がないよう適宜除雪する。	・降雪状況を見ながら適宜行う。

農場等管理業務処理要領の取扱いについて

○牛舎等管理業務（4月～3月） 祝日・週休日

No. 4

業 務 場 所	業 務 内 容	作 業 手 順	作 業 回 数 ・ 留 意 点 等
第1牛舎・新牛舎・肉牛舎・豚舎・鶏舎	・ロボット搾乳機データー確認（新牛舎）	・事務室内のパソコンで、搾乳可能牛欄及び発情牛欄並びに健康管理を確認する。	・5時30分にデーターを確認すること。 ・搾乳可能牛がいた場合は、ロボット搾乳機に追い込む。
	・見回り（第1牛舎・新牛舎・肉牛舎）	・施設等に異常がなかを確認し、異常を発見したときは、直ちに業務担当員に連絡するとともに、業務日誌に記録する。	・5時30分から5時45分の間に行う。
	・飼槽に餌寄せ（新牛舎）	・給餌後の散らかった餌を飼槽に寄せる。	・飼槽の状況を見ながら適宜行う。
	・水飲み場清掃及び点検(第1牛舎・新牛舎・肉牛舎)	・水槽内のゴミを除去する。	・管理状況を見ながら適宜行う。
	・馴致牛（新牛舎）	・ロボット搾乳機に馴れてない牛がいる場合は、ロボット搾乳機に誘導する。	・初産牛などはロボット搾乳機が初めてなどで、慎重に行うこと。
	・哺乳	・哺乳給与する。 ・哺乳器具の消毒洗浄する。 ・配合飼料及び水を給与する。 ・状況に応じて治療投薬及び健康管理をする。	・1回の哺乳量は2.20とし、朝夕2回給与する。 ・ミルクの温度は春・夏38°、秋39°、冬40°とすること。 ・哺乳給与前後に行うこと。 ・朝夕の2回給与する。 ・治療投薬は朝夕2回行う健康管理状況は適宜確認する。
	・給餌	・新牛舎TMR調製給与（新牛舎）40頭メニュー 牧草細切SI 1,500kg 細切乾草 50kg デントコーンSI 500kg ビートパルプペレット 60kg 大豆油粕 8kg リンカル 2kg 頭数、栄養状態で増減 合計 2,120kg ・第1牛舎・肉牛舎 ロールSI、デントコーンSI、ロール乾草、配合飼料 ・豚舎 細切乾燥ロール、配合飼料	・給餌前に残食処理清掃を行う。 ・ロールSI及びロール乾燥は適宜給餌する。 ・デントコーンSIは12月から5月までの給餌とする。 ・細切乾燥ロールは適宜給餌する。
	・カウハッチ清掃	・除糞清掃をする。	・状況を見ながら敷わらを入れ替える。
	・第1牛舎清掃	・牛をパドックへ出し、通路及び牛床等の清掃をする。	・状況を見ながら敷わらを入れ替える。 ・作業機ボブキャットで作業を行う。
	・個液分離業務（新牛舎）	・月、水、金曜日に業務を実施する。	・1回に約2,800kgをトレーラーで運搬する。
	・新牛舎牛床清掃	・牛床の清掃及び敷わらの調整	・管理状況を見ながら適宜行う。
	・除雪（出入り口及び周辺）	・出入り口及びその周辺について、除雪車が処理できない部分の除雪を行う。 ・除雪車が入らない程度の降雪があった場合や、日中に降雪（15cm以上）があった場合は、出入りに支障がないよう適宜除雪する。	・降雪状況を見ながら適宜行う。

	・ 生乳出荷立会及び数量の確認	・ 隔日の生乳出荷日にバルククーラーより生乳を運送業務委託業者に引き渡す際に立会し、引き渡した乳量の確認を行う。バルククーラーに異常がないか確認し、前回の出荷後から最終搾乳までの手順に不備や記録漏れがないか確認する。	・ 隔日の生乳出荷日に作業を行う。
--	---	--	---

農場等管理業務の流れ（夏期間平日用）
（一人業務）

時 間	業 務 の 流 れ		
	温室・ビニールハウス	畑	畜舎
8 : 0 0	・ 灌水 ・ 換気及び温度管理 ・ 見回り ・ 収穫・出荷調整 ・ 野菜栽培	・ 灌水 ・ 収穫・出荷調整 ・ 野菜栽培	・ 飼槽清掃（新牛舎）
1 0 : 0 0		・ 花壇整備	・ 水飲み場清掃及び点検
1 2 : 0 0	休 憩		
1 3 : 0 0	・ 通路清掃		
	・ 換気及び温度管理		
1 5 : 0 0	・ 除草 ・ 温室畜舎窓ガラス等清掃 ・ 見回り ・ 病虫害防除	・ 病虫害防除	
1 6 : 0 0	・ 環境整備		・ 哺乳
1 6 : 3 0	・ 施設・設備点検		
1 7 : 0 0			

農場等管理業務の流れ（冬期間平日用）
（一人業務）

時 間	業 務 の 流 れ	
8 : 0 0	温室・ビニールハウス	畜舎
	・灌水 ・換気及び温度管理 ・花き栽培	・飼槽清掃（新牛舎）
1 0 : 0 0	・出入り口及び周辺の除雪	・水飲み場清掃及び点検 ・出入り口及び周辺の除雪
	・環境整備	・カウハッチ清掃 ・第1牛舎清掃 ・新牛舎牛床清掃
1 2 : 0 0		
1 3 : 0 0	休 憩	
1 5 : 0 0	・換気及び温度管理	
	・出入り口及び周辺の除雪 ・見回り※業務の優先順位は除雪、見回りの順とする。	
	・環境整備	
1 6 : 0 0		・哺乳
1 6 : 3 0	・出入り口及び周辺の除雪 ・見回り ※業務の優先順位は除雪、見回りの順とする。	・出入り口及び周辺の除雪
	・施設・設備点検	
1 7 : 0 0		

農場等管理業務の流れ（夏期間祝日・週休日等用）
（二人業務）

時 間	業 務 の 流 れ												
5 : 3 0	第1牛舎・新牛舎・肉牛舎・豚舎、温室・ビニールハウス、畑 （網掛け部分は畜舎等業務）												
5 : 4 5	・ロボット搾乳機データー確認 （搾乳可能牛欄及び発情牛欄並びに健康管理） ・温度管理（温室・ビニールハウス） ・見回り （カウハッチ・第1牛舎・新牛舎・肉牛舎・豚舎・鶏舎）												
6 : 0 0	・搾乳可能牛をロボット搾乳機に追込み作業 ・馴致牛をロボット搾乳機に追込み作業 ・灌水（温室・ビニールハウス） ・ボイラー室温調整（温室・ビニールハウス） ・通路清掃 ・給餌場餌寄せ ・哺乳給与、器具の洗浄消毒、配合飼料、水給与、治療投薬および健康管理 ・全頭搾乳終了後に濾過紙交換												
7 : 0 0	休 憩												
9 : 0 0	・残食処理清掃 ・TMR調製給与（新牛舎）40頭メニュー <table border="0"> <tr> <td>牧草細切 SI</td><td>1,500 kg</td></tr> <tr> <td>細切乾草</td><td>50 kg</td></tr> <tr> <td>デントコーン SI</td><td>500 kg</td></tr> <tr> <td>ビートパルプペレット</td><td>60 kg</td></tr> <tr> <td>大豆油粕</td><td>8 kg</td></tr> <tr> <td>リンカル</td><td>2 kg</td></tr> </table> - 頭数、栄養状態で増減 合計 2,120 kg ・カウハッチ除糞清掃、敷料交換、健康管理 ・第1牛舎除糞清掃、敷料交換、健康管理 ・飼料給与（第1・肉牛舎） ロール SI、デントコーン SI、ロール乾草、配合飼料など ・灌水 ・換気及び温度管理 } 温室・ビニールハウス ・見回り ・灌水 ・野菜栽培管理 } 畑 ・見回り ・水槽清掃 ・給餌場餌寄せ ・バルクチェック ・新牛舎個液分離業務（月・水・金曜の祝日・年末年始実施） （1回に約2,800 kgをトレーラーで運搬） ・生乳出荷の立会及び数量の確認（隔日）	牧草細切 SI	1,500 kg	細切乾草	50 kg	デントコーン SI	500 kg	ビートパルプペレット	60 kg	大豆油粕	8 kg	リンカル	2 kg
牧草細切 SI	1,500 kg												
細切乾草	50 kg												
デントコーン SI	500 kg												
ビートパルプペレット	60 kg												
大豆油粕	8 kg												
リンカル	2 kg												
1 2 : 0 0	休 憩												
1 3 : 3 0	休 憩												
1 5 : 3 0	・給餌場餌寄せ ・ロボット搾乳機データー確認 （搾乳可能牛欄及び発情牛欄） ・通路清掃（温室・ビニールハウス含む） ・換気及び温度管理（温室・ビニールハウス含む） ・搾乳可能牛をロボット搾乳機に追込み作業												
1 7 : 0 0	・TMR給与 ・給餌場餌寄せ ・新牛舎牛床清掃 ・哺乳給与、器具の洗浄消毒、配合飼料、水給与、治療投薬および健康管理 ・搾乳牛の健康管理および治療投薬 ・全頭搾乳終了後に濾過紙交換 ・第1牛舎飼料給与 ・見回り（温室・ビニールハウス、畑） ・ボイラー室温調整（温室・ビニールハウス）												

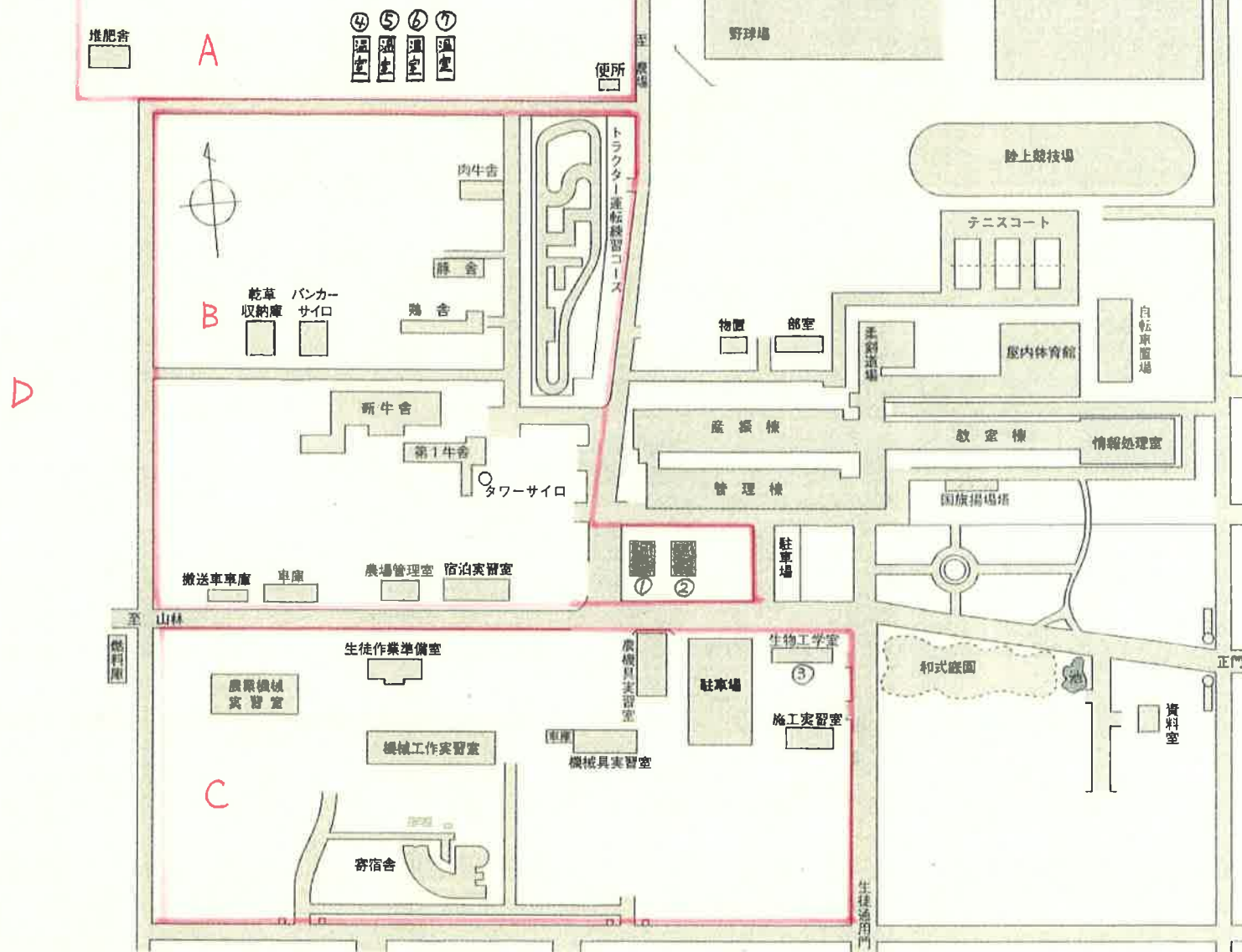
※勤務時間内の分俵業務

農場等管理業務の流れ（冬期間祝日・週休日等用）
（二人業務）

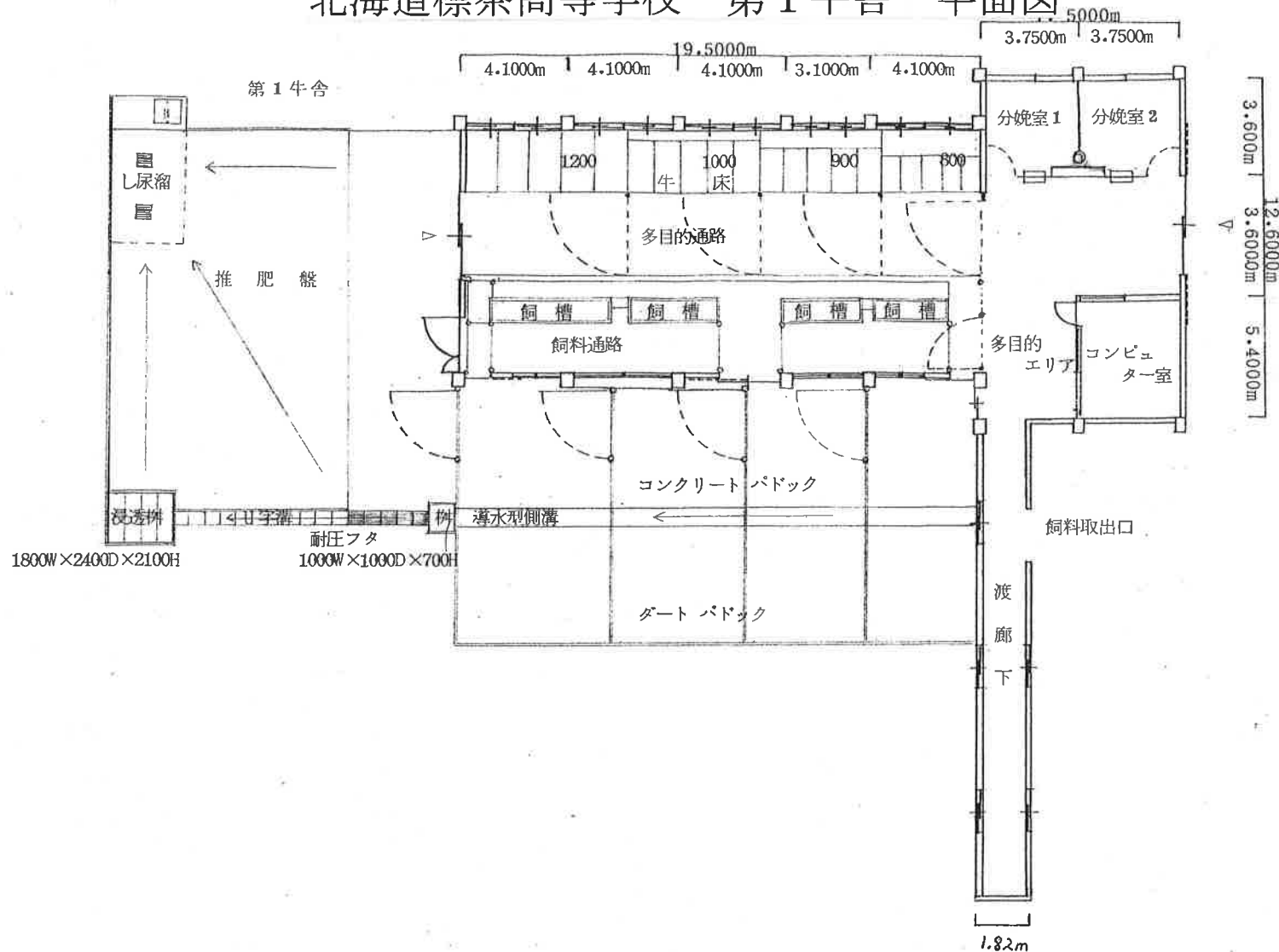
時 間	業 務 の 流 れ
5 : 3 0	第1牛舎・新牛舎・肉牛舎・豚舎、温室・ビニールハウス （網掛け部分は畜舎等業務）
5 : 4 5	・ロボット搾乳機データー確認 （搾乳可能牛欄及び発情牛欄並びに健康管理） ・温度管理（温室・ビニールハウス） ・見回りと除雪（積雪時） （カウハッチ・第1牛舎・新牛舎・肉牛舎・豚舎・鶏舎）
6 : 0 0	・搾乳可能牛をロボット搾乳機に追込み作業 ・馴致牛をロボット搾乳機に追込み作業 ・灌水（温室・ビニールハウス） ・ボイラー室温調整（温室・ビニールハウス） ・通路清掃 ・給餌場餌寄せ ・哺乳給与、器具の洗浄消毒、配合飼料、水給与、 治療投薬および健康管理 ・全頭搾乳終了後に濾過紙交換 ・出入り口及び周辺の除雪（積雪時）（温室・ビニールハウス）
7 : 0 0	休 憩
9 : 0 0	・残食処理清掃 ・TMR調製給与（新牛舎）40頭メニュー 牧草細切 SI 1,500 kg 細切乾草 50 kg デントコーン SI 500 kg ビートパルプペレット 60 kg 大豆油粕 8 kg リンカル 2 kg 頭数、栄養状態で増減 合計 2,120 kg ・カウハッチ除糞清掃、敷料交換、健康管理 ・第1牛舎除糞清掃、敷料交換、健康管理 ・飼料給与（第1・肉牛舎） ロール SI、デントコーン SI、ロール乾草、配合飼料など ・灌水 ・換気及び温度管理 ・見回り出入り口及び周辺の除雪（積雪時） ・水槽清掃 ・給餌場餌寄せ ・バルクチェック ・新牛舎個液分離業務（月・水・金曜の祝日・年末年始実施） （1回に約2,800 kgをトレーラーで運搬） ・生乳出荷の立会及び数量の確認（隔日）
1 2 : 0 0	休 憩
1 3 : 3 0	・給餌場餌寄せ ・ロボット搾乳機データー確認 （搾乳可能牛欄及び発情牛欄） ・通路清掃（温室・ビニールハウス含む） ・換気及び温度管理（温室・ビニールハウス含む） ・搾乳可能牛をロボット搾乳機に追込み作業
1 5 : 3 0	・TMR給与 ・給餌場餌寄せ ・新牛舎牛床清掃 ・哺乳給与、器具の洗浄消毒、配合飼料、水給与、治療投薬および健康管理 ・搾乳牛の健康管理および治療投薬 ・全頭搾乳終了後に濾過紙交換 ・第1牛舎飼料給与 ・見回り出入り口及び周辺の除雪（積雪時）（温室・ビニールハウス） ・ボイラー室温調整（温室・ビニールハウス）
1 7 : 0 0	

※勤務時間内の分娩業務

北海道標茶高等学校平面図 建物配置図 (作業箇所)



北海道標茶高等学校 第1牛舎 平面図

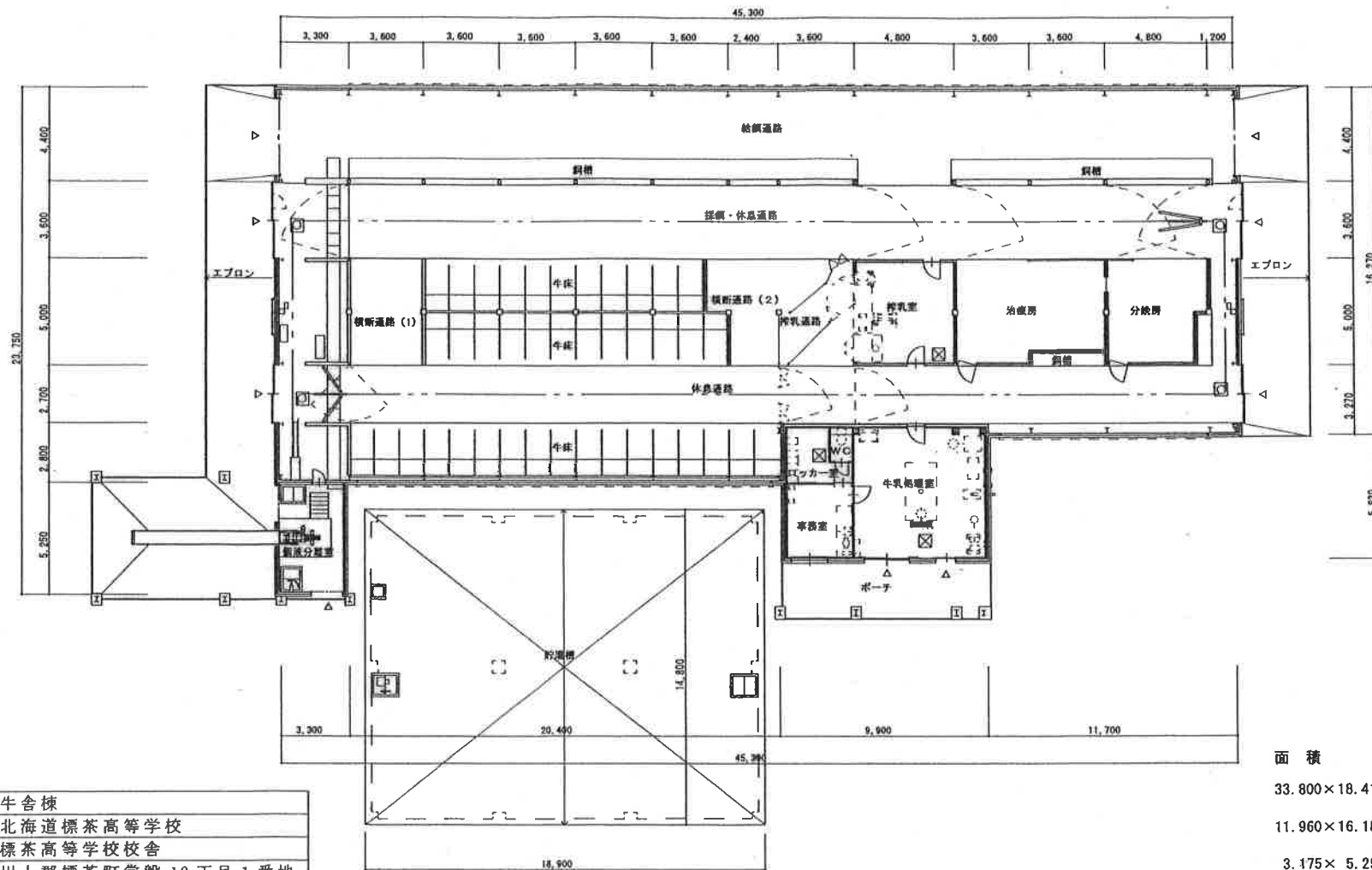


部局名	北海道標茶高等学校
口座名	北海道標茶高等学校校舎
所在地	川上郡標茶町字標茶819 番地
区分	建物
種目	雑屋建
構造	コンクリートブロック造・一部鉄骨・平屋建
数量	299.67㎡
建築年月日	昭和34年1月10日・昭和34年12月14日 昭和37年12月20日・昭和38年11月30日 昭和39年8月20日・昭和44年12月23日 昭和63年2月4日・平成21年10月22日
議決日	平成21年11月1日
議決者氏名	事務主任 江島 出

$$S = \frac{1}{200}$$

平成11年2月15日 地方自治法第260条第1項の規定に基づき所在地変更
川上郡標茶町常盤10丁目1番地

北海道標茶高等学校 新牛舎 平面図

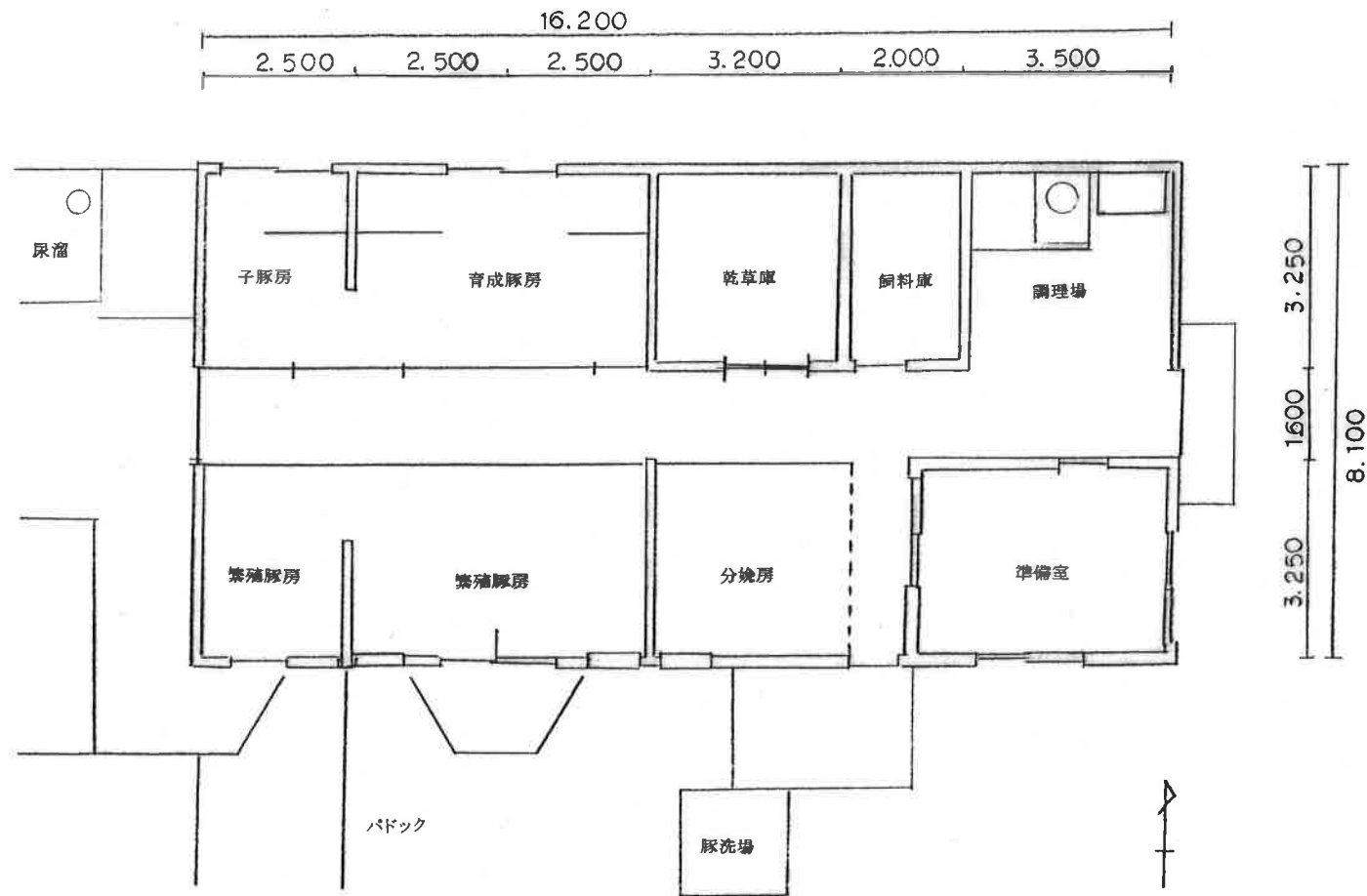


名称	牛舎棟
部局名	北海道標茶高等学校
口座名	標茶高等学校校舎
所在地番	川上郡標茶町常盤10丁目1番地
区分	建物
種目	雑屋建
構造	鉄骨造
数量	870.74 m ²
建築年月日	平成21年3月5日
調製年月日	平成21年5月7日
調製者職氏名	事務主任 江島出

面積

33.800 × 18.410	= 622.258 m ²
11.960 × 16.180	= 193.513 m ²
3.175 × 5.250	= 16.669 m ²
9.610 × 3.615	= 34.740 m ²
0.155 × 11.490 × 2	= 3.562 m ²
合計	870.74 m ²

北海道標茶高等学校 豚 舎 平面図



求 積

$$16.200 \times 8.100 = 131.22\text{m}^2$$

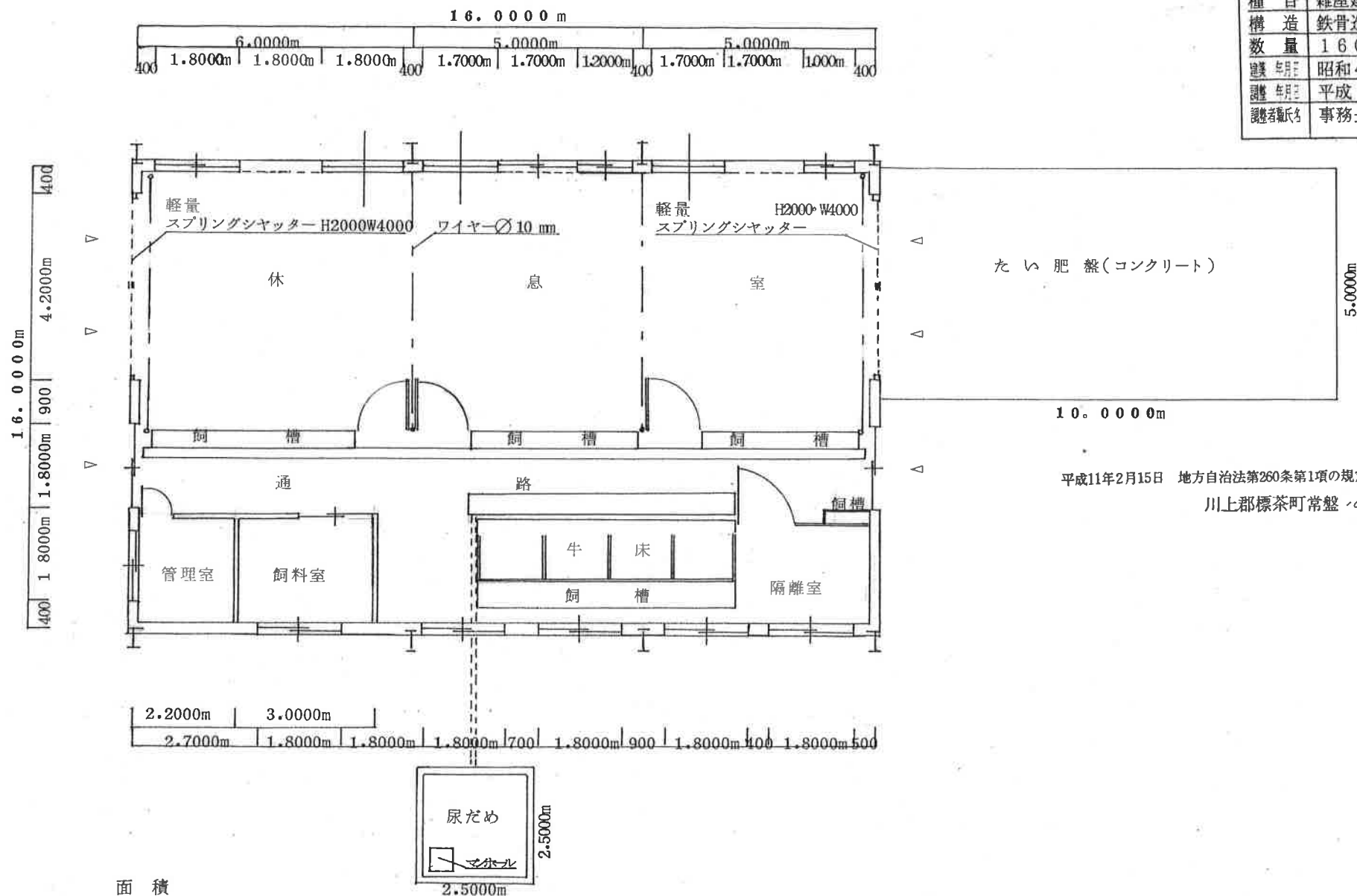
名 称	豚舎平面図
部 局 名	北海道標茶高等学校
口 座 名	標茶高等学校校舎
所在地番	川上郡標茶町字標茶819番地
区 分	建 物
種 目	雑 屋 建
構 造	コンクリートブロック造
数 量	131.22㎡
建築年月日	平成3年3月31日
調製年月日	平成10年3月31日
調製者職氏名	事務主任 久 田 利 憲

平成11年2月15日 地方自治法第260条第1項の規定に基づき所在地変更

川上郡標茶町常盤10丁目 / 番地

北海道標茶高等学校 肉牛舎 平面図

部局名	北海道標茶高等学校
口座名	北海道標茶高等学校校舎
所在地	川上郡標茶町字標茶819 番地
区分	建物
種目	雑屋建
構造	鉄骨造 平屋建
数量	160.00㎡
建築年月	昭和48年12月12日
調査年月	平成2年7月16日
調査者氏名	事務長 後藤 隆 男



面積

$$16.0000\text{m} \times 10.0000\text{m} = 160.0000\text{m}^2$$

$$S = \frac{1}{100}$$

北海道標茶高等学校 鶏舎 (畜舎棟D) 平面図

部局名	北海道標茶高等学校
口座名	北海道標茶高等学校校舎
所在地	川上郡標茶町字標茶819 番地
区 分	建 物
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
数 量	230.00㎡
竣工年月日	昭和41年12月20日
建築年月日	平成 2年 7月16日
調査者職名	事務長 後 藤 隆 男 (印)

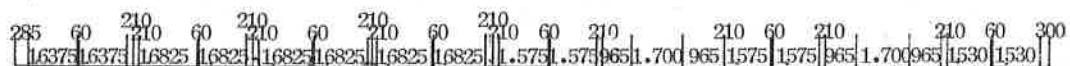
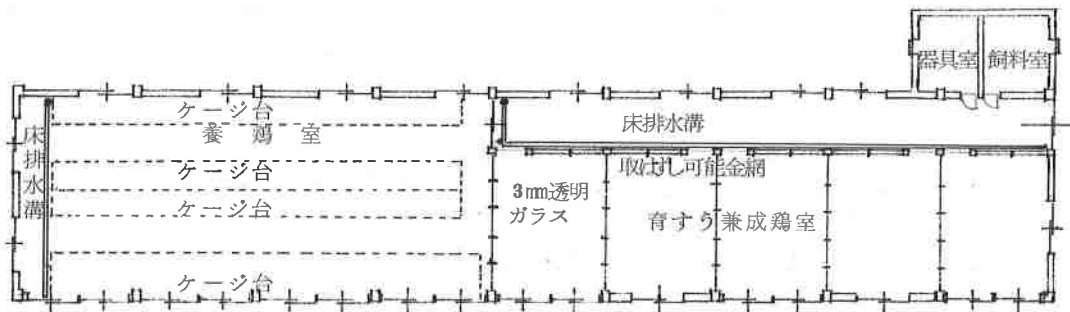
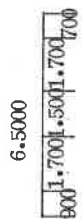
平成11年2月15日 地方自治法第260条第1項の規定に基づき所在地変更

川上郡標茶町常盤 〇丁目 / 番地



33. 5300 m

3.8450		3.8450		3.8450		3.8450		3.6300		3.6300		3.6300		3.6300		3.6300	
2.145	1.700	2.145	1.700	2.145	1.700	2.145	1.700	1.930	1.700	1.930	1.700	1.930	1.700	1.700	1.110	2.050	2.400
															4.4500		



$$S \cdot \frac{1}{200}$$

面積

$$6.5000\text{ m} \times 33.5300\text{ m} = 217.9450\text{ m}^2$$

$$2.7100\text{m} \times 4.4500\text{m} = 12.0595\text{m}^2 \quad \text{合計} \quad 230.0045\text{m}^2 \quad \div \quad 230.00\text{m}^2$$

供 与 備 品 一 覧

品 名	個 数	仕 様 等
机	2	スチール製
椅子	2	事務用回転椅子
ロッカー	1	スチール製
除草剤散布用噴霧器	1	KIORITZ SHPE175G
薬剤散布用噴霧器	1	MARUYAMA MS310
トラクター	1	クボタ M-1
トラクター	1	ニューホランド T6080
トラクター	1	キセキ T80F
自走式刈払機	1	ホンダ 5.5
自走式刈払機	1	BARRONESS 020403
自走式刈払機	1	クボタ W5021
乗用芝刈機	1	Poulan PRO
乗用芝刈機	1	クボタ T2090BR-J
除雪機	1	フジイ SH-913MRA2-Z
ミニタイヤショベル	1	クボタ R430Z
ホイールローダー	1	ボブキャット 753S
トレーラー	1	1.9×3m
自走式耕耘機	1	ヤンマー MK120
手動刈払機	1	Shindaiwa RM45
土壌混合機	1	ホクエツ まぜ太くん

注 1 上記のうち、トラクターの運行にあたってはトラクター等経験者であること。

経 費 負 担 区 分

区分	業 務 内 容	内 訳	委託者	受託者	備考
イニシャルコスト	清掃関係	フォーク、スコップ、竹ぼうき、デッキブラシ、たわし、一輪車、脚立等		○	
	害虫防除関係	薬剤散布用噴霧器		○	供与
	事務用備品	電話機（内線）	○		
		机、椅子、ロッカー、キャビネット類		○	供与
	灌水関係	ホースリール、ホース		○	供与
		じょうろ等		○	
	除草関係	草刈機		○	供与
	除雪関係	除雪機		○	供与
		スコップ、スノーダンプ等の用具		○	
	車両関係	トラクター等		○	供与

区分	経 費 内 容	内 訳	委託者	受託者	備考
ランニングコスト	人件費	業務員の人件費、通勤手当等		○	
	消耗品費	洗浄用殺菌液、害虫防除剤	○		
		雑巾、布、ガラス用洗剤、掃除用洗剤、消毒剤、除草剤、草刈機用燃料、その他業務を行うにあたって必要なもの		○	
	光熱水費	電気、ガス、水道、暖房用燃料	○		
	事務用品	受託者の作成する報告書等に要するもの		○	
	機器点検経費	機器類の点検、オーバーホール等に要する経費	○		
	通信費	電話、FAX、郵便代		○	
	保健衛生費	業務員の健康診断費用		○	
	教育研修費	業務員の研修経費		○	
	福利厚生費	業務員の福利厚生費		○	
	その他経費	作業服、帽子、手袋等		○	

	校 長	教 頭	事務長	合 議	係
決 裁 欄					

農 場 等 管 理 業 務 報 告 書

このことについて、次のとおり報告します。

報告者氏名

年 月 日 ()		天 気	
業 務 員 氏 名			
1 平日業務（温室、ビニールハウス、畑）			
業 務 項 目	実施確認	業 務 項 目	実施確認
○温室・ビニールハウス		○畑	
灌水		畑内除草	
換気及び温度管理		畑周辺除草	
温 室 時 ℃	時 ℃	病虫害防除	
ハウス 時 ℃	時 ℃	薬剤散布	
石油暖房機への給油		土壌整備	
温室、ハウス内除草		用土作り	
温室、ハウス周辺除草		花壇整備	
窓ガラス清掃		野菜栽培	
温室内清掃		収穫	
病虫害防除		出荷調整	
土壌整備		○農場の環境整備	
用土作り		芝刈り	
花き栽培		倒木	
野菜栽培		枝払い、枝拾い	
収穫		落ち葉処理	
出荷調整			
特 記 事 項			
(対応した内容等)			
2 休日・週休日等業務（温室、ビニールハウス、畑、畜舎等）			
業 務 項 目	実施確認	業 務 項 目	実施確認
○温室・ビニールハウス		バルクチェック	
灌水		ロボット搾乳機データー確認	
換気及び温度管理			
温 室 時 ℃	時 ℃		
ハウス 時 ℃	時 ℃		
石油暖房機への給油			
○牛舎			
餌槽の残飼除去			
給餌（朝・夕）			
牛床等清掃			
堆肥運搬			
哺乳			
牛体管理（状況確認）			
水槽清掃			
敷きわら補充			
放牧、牛入れ			
特 記 事 項			
(対応した内容等)			
3 業務担当員等への連絡事項		4 引継ぎ事項	

令和7年度 農場等管理業務作業予定表

学 校 名			北海道標茶学校													
1月			2月			3月										
木	元日	●	日		●	日	卒業式	○	1							
金	休業日	●	月	1/31振替	●	月		○	2							
土	休業日	●	火			○	火		3							
日		●	水			○	水		○	4						
月		○	木			○	木		○	5						
火		○	金			○	金		○	6						
水		○	土		●	土		●	7							
木		○	日		●	日		●	8							
金		○	月		○	月	3/1振替	●	9							
土		●	火		○	火		○	10							
日		●	水	建国記念の日	●	水		○	11							
月	成人の日	●	木		○	木		○	12							
火		○	金		○	金		○	13							
水		○	土		●	土		●	14							
木		○	日		●	日		●	15							
金		○	月		○	月		○	16							
土		●	火		○	火		○	17							
日		●	水		○	水		○	18							
月		○	木		○	木		○	19							
火		○	金		○	金	春分の日	●	20							
水		○	土		●	土		●	21							
木		○	日		●	日		●	22							
金		○	月	天皇誕生日	●	月		○	23							
土		●	火		○	火		○	24							
日		●	水		○	水		○	25							
月		○	木		○	木		○	26							
火		○	金		○	金		○	27							
水		○	土		●	土		●	28							
木		○				日		●	29							
金		○				月		○	30							
土	組合学科研究発表大会	○				火		○	31							
20			17			21			○計		238					
11			11			10			●計		127					
冬期間			冬期間			冬期間										